

〔巻頭言〕

「信託」との出会い——民事手続法・ フランス法研究者として

理事 西澤宗英

私の専攻は民事手続法であり、研究者の道に入ってからこれまで、主として倒産（破産）法、それもフランス法との比較研究を中心的な課題としてきた。叔父が信託銀行に勤めていたことから、「信託」ということばこそ耳にはしていたが、大学時代に「信託法」の講義を聴いたわけでもなかった。それが、ほぼ偶然の出会いから、自分の問題としてはじめて「信託」を視野に入れることになったのは、1981年から在外研究でパリに滞在していたときだった。

在外研究のテーマは、1980年にフランスで成立した「所有権留保売主の倒産手続における地位（取戻権）」に関する法律であった。前後の事情はよく覚えていないが、出会いは、毎週水曜日の午後に通っていたCujas通りにある法律図書館の地下書庫だった。棚に置かれた明るいブルーの新刊書が、Claude Witz, “La fiducie en droit privé français”（フランス私法における信託）であった。その中に「担保としての信託」と題された編があり「所有権留保付売買と信託」という問題が扱われていた。倒産法研究者の関心が、「所有権留保」を通して「信託」と結びついた瞬間だった。

帰国後、論文をまとめて「所有権留保」に一区切りをつけたところで、「フランス法における担保としての信託」というテーマで、1983年度の信託研究奨励金を受ける機会に恵まれ、会報「信託」に「フランスにおける『信託』序説」という小稿を掲載して頂くこともできた。1984年には信託法学会への入会を許され、さらに、「信託法研究」にWitz教授の上掲書を紹介する機会も得たことから、1986年には信託法学会で「クロード・ウィッツ氏の『信託』論」と題する報告もさせて頂くことがで

きた。その後は、「フランスにおける信託立法の試み」というテーマで、1991年度に再度信託研究奨励金を受けることもでき、その成果は、1993年に比較法学会で報告した。

偶然の出会いから、「畑違い」とも思われた「信託」という世界に足を踏み入れたわけだが、節目節目で、いずれも故人となられた田中実先生や森泉章先生、畏友の新井誠教授、さらには信託協会・信託法学会の関係者の皆様など、多くの方に大変お世話になったおかげで、報告や執筆の機会だけでなく、研究奨励金まで与えられたことに本当に感謝している。

年齢が嵩んで、本務校で役職につく機会が増えたこともあって、最近はいささか研究との間に距離ができてしまったが、この間に、フランスでは2007年2月19日の法律第2007-211号によって、民法典に「信託」に関する規定が新設され（民法典第2011条から2031条）、わが国でも2006年に新信託法が制定され、そこには強制執行手続や倒産処理手続との関係における信託財産の扱いに関する規定（23条、25条。なお、これを承けて、破産法244条の2以下）も置かれるようになった。そういう意味で、今や、信託法は、英米法や実体法に基礎を置く研究者だけでなく、大陸法や手続法に基礎を置く研究者にとっても、積極的にその研究に取り組むべき重要な法分野になったといえると思う。